

〔別紙4〕

連帯保証契約書について

- 1 連帯保証契約書の添付を要する業種は、砕石業（砕骨材採取業）、風化岩石採取業及び工業用原料採取業であって採取場区域の面積が1ヘクタール以上のものとする。
- 2 「知事が適当と認める団体」は、一般社団法人宮城県砕石協会及び宮城県砂利工業組合（風化岩石採取業に限る。）とする。
- 3 「2名以上の同業者等」は、以下の2要件を満たす者とする。
 - (1) 現に以下のうち、いずれかの登録等を受けている法人
 - ① 採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）の規定により宮城県知事の採石業の登録を受けている法人
 - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、「土木工事業」又は「とび・土工工事業」に係る宮城県知事又は国土交通大臣の許可を受けている法人
ただし、風化岩石採取業のうち、専ら土木工事の埋立て等の用に供するために採取する者が連帯保証に関する契約を行う場合に限る。
 - (2) 資本金が1,000万円以上（有限会社にあっては、500万円以上）の法人

※ 「風化岩石採取業」とは、法に定める岩石が風化し、岩状でない状態で存在するものを、砕骨材の生産又は土木工事の埋立て等の用に供するために採取する業種をいう。